

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（88）
2. 日 時：令和3年3月12日 11時00分～11時40分
13時30分～18時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官※、土居安全審査専門職、服部安全審査専門職※、山浦技術参与、技術基盤グループ 地震・津波研究部門
堀野技術参与※

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他2名

原子力本部 原子力部 部長、他9名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、保管エリア、耐震評価の基本方針及び使用済燃料貯蔵ラックの耐震評価について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<第3保管エリアの変更について>

- 設置変更許可申請の審査時における説明内容との相違点について、第3保管エリア以外の変更内容も含めて、まとめ資料を基に網羅的に抽出した上で、変更による影響について整理して説明すること

<補足ー600ー13 使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について>

- 加振試験範囲を超える応答加速度での減衰定数の設定について、燃料ラックの減衰要因との関係も踏まえ、設定に用いている解析モデルの詳細を提示するとともに、解析結果の妥当性を整理して提示すること。
- 加振試験範囲を超える応答加速度における減衰定数の検討結果を踏ま

え、加振試験結果から設定している減衰定数の近似直線の設定の妥当性を整理して提示すること。

- 使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について、基準地震動 S_s では10%を採用するとしているが、設置変更許可からの設計進捗との関係を踏まえ、その理由を整理して提示すること。

<VI-2-4-2-2 使用済燃料貯蔵ラック（第1, 2号機共用）の耐震性についての計算書>

- 設計用地震力について、基準地震動 S_s と弾性設計用地震動 S_d における使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数が異なることから、それぞれの設計用地震力の包絡関係を整理して提示すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1-1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（保管場所・アクセスルート）(O2-他-F-01-0050__改1)
- (1-2) 女川原子力発電所2号機 第3保管エリアの変更について (O2-他-F-01-0048__改2)
- (2-1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（耐震評価：使用済燃料ラックの減衰定数）(O2-他-F-19-0014__改1)
- (2-2) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（耐震基本方針）(O2-他-F-19-0004__改9)
- (2-3) 補足-600-14-2 弁の動的機能維持評価について (O2-補-E-19-0600-14-2__改0)
- (2-4) 補足-600-40-10 管の耐震評価における相対変位の考慮方法について (O2-補-E-19-0600-40-10__改0)
- (2-5) 補足-600-40-11 配管解析における重心位置スペクトル法の適用について (O2-補-E-19-0600-40-11__改0)
- (2-6) VI-2-4-2-2 使用済燃料貯蔵ラック（第1, 2号機共用）

の耐震性についての計算書（〇二-エ-B-〇二-〇〇〇七__改1）
（2-7）補足-600-13 使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について
（〇二-補-E-19-0600-13__改1）

以上